

<人権課題「子供」・・児童虐待の現状と学校の対応および教育指導の考え方>

1 児童虐待の現状（校長会における情報交換で出された事例から）

<事例A>

A子が深夜徘徊で補導されたという情報提供が教育委員会からあった。教育相談担当教諭が話を聞いたところ、A子は母親と二人だけで生活していること、母親のところへ頻繁に男性が訪れるようになり、その度に家から出されることなどを打ち明けた。そのために夕食抜きだったり、深夜外出をさせられたりといふことも訴えた。母親は、子供が嘘をついている、勉強もしないで夜遊びしている、学校はプライバシーに干渉するな、と強く抗議した。学校は教育委員会および子供家庭支援センターに通告をし、児童相談所の支援を受けることとなった。

<事例B>

体育の教員は、更衣室でB男の背中や足にたくさんのアザがあることを見つけたので、副校长に報告した。副校长は養護教諭とともに、B男を保健室に呼び、衣服を脱がせて視認したところ、両足および背中に複数の打撲痕らしきものを確認した。母親は、子供に対する父親の暴力が頻繁にあることを打ち明けた。学校は教育委員会および子供家庭支援センターに通告をし、児童相談所の支援を受けることとなった。

2 学校の対応

<虐待事案認識時の学校の対応>

①虐待の疑いの段階

○学校→教育委員会指導課（指導室）

学校は教育委員会指導課に報告するとともに、面談・観察等で事実関係がある程度把握できた段階で、子供家庭支援センター及び児童相談所に通告する。

②虐待の痕跡が視認できた段階

○学校→教育委員会指導課（指導室）・子供家庭支援センター・児童相談所への通告

学校は教育委員会指導担当課に報告するとともに、子供家庭支援センター及び児童相談所に通告する。

③学校の対応にかかわる課題

○子供から教師に打ち明けることは極めて少ない。○保護者は教師に知られたくない。

○教師（含養護教諭）の限界（教諭も養護教諭も多くの生徒への対応が常に求められる。）

○虐待発見の端緒・・不登校傾向、身体の傷、健康状態（瘦身、顔色、霸気）、友人情報、地域情報

3 教育指導の考え方

<道徳の時間>道徳的実践力を育成する時間（道徳的価値の理解、価値の自覚、行動への意欲）

○生命尊重 内容項目3-（1） 生命の尊さを自覚し、かけがえのない自他の生命を尊重する。

・自然や人間とのかかわりの希薄さから、生命あるものとの接触が少なくなり生命の尊さについて考える機会を失いつつある。いじめなど生命軽視の軽はずみな行動が社会的な問題となることがある。

・生命の尊厳に気付かせ、生命あるものは互いに支え合って生き、生かされていることに感謝の念を持つ。

○家族愛 内容項目4-（6）父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。

・自我意識、自律への意欲が高まり、保護者に反抗的になりがち。

・家族の中で人間関係を学んだり、家族の連帯を自覚したりする機会が減少。

・自分と家族とのかかわり、家庭生活の在り方が人間としての生き方の基礎であることを理解させる。

<保護者啓発>

○児童相談所等が作成した啓発資料の配布および説明